

## 【オーストラリア】 排出量取引制度をめぐる連邦議会の動向

海外立法情報調査室・武田 美智代

\* 2009年8月11日に開会した連邦議会の春季議会では、6月下旬に終了した冬季議会で採決が見送られた排出量取引制度に関する一連の法案(11の法案パッケージ)の審議が行われた。8月13日、上院における採決の結果、関連法案はすべて否決されたが、政府は同20日に、再生可能エネルギー法案の上院通過を実現し、事態は新たな段階を迎えた。排出量取引制度をめぐる議会審議と今後の見通しを概観する。

### 排出量取引制度関連法案の審議

気候変動による温暖化問題への対応は、労働党政権が2007年の総選挙で国民に約束した主要政策の一つであり、排出量取引制度関連法案の成立は、ラッド政権の任期後半における大きな政治目標であった(注1)。政府は、2011年からの排出量取引制度(ETS)導入及び2020年までに二酸化炭素排出量を2000年比で25%削減すること等を内容とする「2009年炭素汚染削減計画法案」ほか関連の10法案(以下、CPRS法案と総称)を2009年5月下院に提出、一連の法案は6月4日に下院を通過し上院に回付された。上院では、春季議会開会直後から連日審議が行われ、8月13日に賛成30票、反対42票で否決された。保守連合は、Frontier Economics(ヨーロッパの有力経済コンサルタント)作成モデルによるETSの検討を求めて、緑の党は2020年までに1990年比25~40%の排出量削減を主張して、法案に反対した。さらに保守連合の一部とファミリー・ファースト党のフィールドィング議員は、そもそも、地球温暖化が人為的原因によるものであることに懐疑的であるとして反対に回った。

政府の気候変動担当大臣であるウォン上院議員は、採決に先立って、政府は法案成立をあきらめてはおらず、ここで否決されても、年内には法案を再提出する旨表明した。法案が成立しなければ、年末にコペンハーゲンで開催される国連気候変動枠組み条約締約国会議(COP15)で、オーストラリアは、気候変動対策に関して後退しているとのメッセージを世界に向けて発することになる。政府は、上院に対して、もう一度国民の期待に応える機会を与えている(注2)。

### 再生可能エネルギー法案の上院通過

再生可能エネルギーの利用は、温暖化ガスの排出量削減を促進する上で重要な鍵となる(注3)。「2009年再生可能エネルギー改正(電気)法案」及び「2009年再生可能エネルギー改正(電気)(課徴金)法案」(以下、RET法案と総称)は、冬季議会閉会の約1週間前の6月17日に下院に提出され、春季議会開会後に審議が再開された。その内容は、再生可能エネルギー法定目標の枠組みを拡充し、2010年における再生可能エネルギーからの電力量を年間9500ギガワット時(GWh)とする目標を、2020年ま

で年間 45000GWh に引き上げ、それを 2030 年まで維持すること、また 2020 年までに少なくとも 20%の国内消費電力を再生可能エネルギーでまかなうこと等であった。RET 法案は、既に否決されていた CPRS 法案と法的に一体のものであったが、政府は保守連合との交渉の結果、RET 法案を CPRS 法案と切り離して審議した。また、大量の二酸化炭素排出産業で厳しい国際競争下にあるアルミニウム業界等に対し一定の補償措置を取る等妥協案に合意した（注 4）。RET 法案の下で、食品加工業者に対する支援の増大をねらった国民党、さらに産業界への支援を減らし再生可能エネルギー法定目標を 30%に引き上げるとする緑の党の試みは、いずれも実を結ばなかった。最終的に RET 法案は、政府修正案が 8 月 17 日に下院を通過した後、上院でも若干の修正が入って 20 日に上院を通過、同日、下院が上院の修正に同意し、9 月 7 日に連邦総督の裁可を得た。

### 今後の見通し

保守連合のリーダーであるターンブル自由党党首は、ハワード前政権下の環境相として ETS を検討していたこともあって、制度に関する一定の理解はあるものの、国民党をはじめとする保守連合内の ETS 反対派の勢力が依然として強く、党内調整に苦慮していた。このような中で、政府と保守連合の妥協により RET 法案が成立したことは、COP15 が開催される前の 11 月に再提出が予定される CPRS 法案の成否にも影響を与えることが予想される。保守連合との妥協成立後、ウォン気候変動担当相は、RET 法案の実施のみでは 2020 年の排出量は 2000 年比で 20%増となるとした上で、CPRS 法案成立の重要性を指摘し、法案修正のテーブルに野党が戻ることを期待していた（注 5）。憲法第 57 条の規定による両院解散の可能性も残っており、ETS の導入に向けた連邦議会の動向は、今後も予断を許さない。

注(インターネット情報はすべて 2009 年 9 月 18 日現在である。)

- (1) 小寺正一「環境政策の展開」『総合調査報告書 オーストラリア・ラッド政権の 1 年』(調査資料 2008-5)国立国会図書館調査及び立法考査局, 2009, pp.92-95.; 拙稿「2009 年前半の連邦議会における立法動向」『外国の立法』No.240-2, 2009.8, p.23.を参照。
- (2) Senator the Hon. Penny Wong, Minister for Climate Change and Water, Senate, *Debates*, 13 August 2009, pp.4842-4847.
- (3) 再生可能エネルギー政策については、次の論文を参照。土屋恵司「オーストラリアにおける再生可能エネルギー政策の法的枠組み」『2000 年再生可能エネルギー(電力)法(抄)』『外国の立法』No.225, 2005.8, pp.130-157.
- (4) ‘Rudd Government secures passage of 20 per cent renewable energy target,’ (Media Release: Senator the Hon Penny Wong, Minister for Climate Change and Water) 19 August 2009.<<http://www.environment.gov.au/minister/wong/2009/pubs/mr20090819.pdf>>; ‘Proposed Amendment,’ <<http://www.environment.gov.au/minister/wong/2009/pubs/mr20090819-ret-amendments.pdf>>
- (5) *ibid.*